

令和元年6月13日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(A)（一般）

研究期間：2014～2018

課題番号：26245011

研究課題名（和文）「財の法」の基礎理論構築と立法論的展開

研究課題名（英文）Construction of the general theory of property law and its development to legislative reform

研究代表者

吉田 克己（Yoshida, Katsumi）

早稲田大学・法学大学院（法務研究科・法務教育研究センター）・教授（任期付）

研究者番号：20013021

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 29,620,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、第1に、「財の多様化」「帰属関係の多様化」および「財の法の柔軟化」をキーワードとしつつ、財の法の基礎理論構築を目指し、研究分担者の全員が参加した著書でその成果を公表するとともに、私法学会シンポジウムにおいてもそのエッセンスを提示した。また、本研究の途上で、所有者不明土地問題が喫緊の社会的問題として浮上してきたため、この課題についても積極的に取り組み、多くの論文を公表した。

本研究では、第2に、財の法の基礎理論を踏まえつつ、民法物権法改正案を策定することを目指し、4巡に渡る検討作業を行った。現在ではその作業をほぼ終了し、その成果がまもなく公表される予定である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

古典的物権法体系は、有体物のみを客体とし、所有権を帰属関係の典型とする狭隘で静態的な体系である。この体系は、無体財や集合的利益などの新たな財の社会的重要性が増し、不動産や債権などの伝統的財にも流動化などの属性の変化が生じる中で、再検討を迫られている。本研究は、財の法という理論的視座に立ちつつ、その再検討の先鞭を付けたもので、学術的意義は大きい。また、所有者不明土地という喫緊の課題に積極的に取り組んだ社会的意義も大きい。物権法改正案の提示は、改正案の提示自体の意義もさることながら、その過程で得られた細部の知見が重要な学術的意義を持つ。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this research project is, first of all, to establish a general theory of property law by putting as keywords the diversification of property, the diversification of relations of belonging and the relaxation of the law of property. As a result of research, we were able to publish a collective work in which all members of the research team participated. We also organized a symposium within the association of Japanese civilians to have our theses examined in this regard. During this research, the problem of unknown landowners has become an urgent social problem. So we have actively addressed this problem and published many articles.

Secondly, this research project aims to write a draft of the property law reform of the Civil Code on the basis of the general theory indicated above. We conducted four rounds of review work to formulate this draft. The work is now almost done and the results will be published soon.

研究分野：民法

キーワード：財の法 財の多様化 帰属関係 所有者不明土地問題 物権法改正 所有権 相隣関係 用益物権

1. 研究開始当初の背景

(1) 「財の法」の中心は、これまでは民法物権法であった。ところで、古典的物権法体系は、有体物のみを客体とし、所有権を帰属関係の典型とする狭隘で静態的な体系である。この体系は、無体財や集合的利益などの新たな財の社会的重要性が増し、不動産や債権などの伝統的財にも流動化などの属性の変化が生じる中で、再検討を迫られている。身体も、臓器や人由来物質活用の要請が高まる中で、法の新たな対応を求めている。このような状況の下で、法はまず、多様化する財に正面から向き合うことを要請される。法はまた、財の多様化と帰属関係の多様化という現象に直面して、それらへの柔軟な対応を要請される。

(2) 古典的物権法体系の限界を克服するための一定の動向は、立法においても理論的検討の面においても、すでに始まっていた。

まず、無体財の中心である知的財産については、立法による対応が古くからなされ、それに応じて知的財産法学という固有の法学領域が発展してきている。そこでは、本研究の視点から見ても示唆的な研究業績が蓄積されている。他の重要な問題領域である集合的利益についても、消費者法領域では立法への動きが始まっており(消費者団体訴権に関する法律の制定など)それを踏まえた理論的検討も見られるようになっていた。また、既存の財の属性変化という問題領域においても、不動産証券化、債権流動化や動物についての特別の扱い等、個別的な問題についての立法動向や理論的検討が始まっていた。

しかし、これらの領域で見られる理論的検討は、貴重なものではあるが、個別的であって、財の法全体の基礎理論を構築するという問題意識までは及んでいない。また、これらの新たな動向が所有権論を典型とする民法物権法の古典的体系にどのような影響を及ぼすかの検討も未開拓であった。

2. 研究の目的

本研究は、すでに始まっている以上のような立法的・理論的動向を踏まえつつ、その限界を克服して、財の法全体の基礎理論構築と立法論的展開を目指すものとして構想された。より具体的には、次のような3本柱の課題を研究の目的として設定した。

(1) 財の多様化に向き合い、帰属関係の多様性を確保することを基本的観点としつつ、財の法の基礎理論を構築する。現代における財の法再構築の必要性の根底には、財の多様化がある。この現象の全体をサーベイするとともに、多様化する財に適切な帰属関係を明らかにする。

(2) 基礎理論構築を踏まえつつ、財の法の重要な一環である民法物権法の改正案を策定する。そのために、物・無体物、物権法定主義、物権変動論など10のテーマを選定する。それぞれのテーマについて、歴史的・比較法的・理論的問題状況を検討し、そのような作業を踏まえて、提案理由を付した改正案を作成する。

(3) 西欧諸国の財の法をめぐる近時の立法動向や理論動向についてのサーベイを行い、財の多様化、帰属関係の多様化を基本視角としながら、その全体像を解明する。西欧諸国を中心に財の法に関する造詣の深い研究者を招聘し、最新の研究動向を摂取するとともに、本研究の成果の国際発信を図る。

3. 研究の方法

(1) 本研究における上記(1)(2)の2つの大きな課題に対応させて、基礎理論検討班および物権法改正案検討班を設置した。

基礎理論検討班には、新たな財(知的財産、パブリシティ、集合的利益等)(責任者:森田)、人の財化・財の人格化(身体・動物)(責任者:吉田)、財の流動化(不動産、債権等)(責任者:青木)、財の管理(信託等の財産管理の諸制度)(責任者:片山)の4つの研究ユニットを設けた。

改正案検討班には、物・無体物(責任者:森田)、物権法定主義(責任者:田高)、物権変動(責任者:松尾)、占有(責任者:金山)、所有権(責任者:吉田)、相隣関係(責任者:秋山)、所有権の取得、他物権総論(責任者:片山)、共有、入会(責任者:平野)、地上権、永小作権(責任者:小柳)、地役権(責任者:吉井)の10の研究ユニットを設けた。なお、この研究ユニットは、研究活動の進展を踏まえて、後に8つに再編した。

(2) 原則として毎月1回の全体研究会を開催し、これらの研究ユニットの研究活動の結節点とし、そこでの議論を踏まえて、基礎理論の彫琢と物権法改正案の完成を目指した。改正案検討については、4巡の検討を行い、改正案をほぼ完成して、近く公表する予定である。

基礎理論検討班の上記4つの研究課題に対応させる形で、毎年数名の外部研究者を招聘した研究会を適宜開催し、研究会内部での研究活動を常に相対化するように試みた。他方で、学会シンポジウムも積極的に組織して、研究活動の中間的まとめを図るとともに、研究成果を学界レベルで共有するよう努めた。

(3) フランス、ドイツ、アメリカ、ベルギー、カナダ等から毎年複数の研究者を招聘して、

研究会、ワークショップなどを開催した。そのようにして、比較法研究の深化を図るとともに、本研究会の研究成果の国際発信も図った。

他方で、フランス、アメリカ、カナダについては、現地調査を実施し、共通の質問票に基づいて多くの研究者からヒアリングを行った（なお、この調査は、担当者が現地の大学等から招聘される機会などを活用して行い、科研予算の節約にも努めた）。研究者ごとの回答には、かなりの差異が認められる。そのような事態も、比較法研究の貴重な素材となっている。また、ドイツについては、現地調査を行うことはできなかったが、同じ質問票に基づいて文献調査を実施した。これらの成果はすべて、全体研究会で報告し、研究分担者全員のものとしている。

（４）「幹事会」を設置し、全体研究会実施の日にこれを開催して、研究の進行状況のチェックを行い、研究計画の具体化を図った。本研究プロジェクトの遂行にとって、この組織は、きわめて有効に機能した。

４．研究成果

（１）（ ）財の法の基礎理論構築の課題については、2014年度の私法学会において、シンポジウム「財の多様化と民法学」を担当したことが重要な意味を持った。本研究の中間的とりまとめを学会レベルで公表し、種々のご意見をj得てその後の研究活動の深化につなげることができたからである。

その報告予稿は、NBL誌1030号（2014年）に掲載されている。まず、吉田「財の多様化と民法学の課題 理論的考察の試み」（〔雑誌論文〕23）は、財の法の基本概念に関する若干の整理を行い、財の法の対象を明確化するとともに、実体と媒体概念を提案して、帰属関係の構造を整理する。吉田論文はさらに、財の多様化において人格的価値が重要な位置を占めるに至っていることを指摘する。それが、財の法的扱いについて影響を及ぼしているのである。

水津「民法体系と物概念」（〔雑誌論文〕24）は、物概念を有体物に限定する日本民法の態度について、民法体系（ドイツ流のパンデクテン体系が想定されている）と物権概念の両面から検討を加え、結論的には、「物」から「無体物」を排除した民法の態度は、正当であると評価する。有体物以外の財の重要性が増しているという現象については、「物」概念の拡張ではないアプローチによって対処すべきだというわけである。森田「財の無体化と財の法」（〔雑誌論文〕25）は、インスティトゥオーネン体系を採用し、「物」概念を必ずしも有体物に限定しないフランス法における議論を参照しながら、水津論文と同じ問題にアプローチする。フランスでは、所有権をその客体面から捉える古典学説が通説を形成してきた。古典学説の下では、所有権は客体と混同され、その結果、所有権の客体は有体物に限定される。これに対して、所有権を排他的帰属関係という観点から把握しようとする所有権の主観的理解（現代学説）が有力に説かれるようになってきている。この理解の下では、無体物も所有権の対象になり得る。しかし、現代学説の主張するところは、日本の学説においては、「物」概念の無体物への拡張を除いて、すでにかなりの程度取り入れられている。そうであれば、伝統的所有権概念を再定義する必要はないというのが、森田論文の結論である。以上とは反対に、片山「財の集合的把握と財の法」（〔雑誌論文〕26）は、有体物を中心に物権法を構成する日本民法のあり方を再検討しようとする。権利客体である「物」を有体物に限定する場合には、集合物は「物」と扱うことはできない。しかし、客体の効用の最大化を重要視するならば、有体財、無体財、集合財の区別は相対化されるべきである。このような問題意識が片山論文の分析の基礎にある。また、効用を重視する問題意識から、使用・収益・処分を超えて「活用」に注目し、さらに権能の束としての所有権観が再評価される。

最後に、松尾「財の多様化と救済論」（〔雑誌論文〕27）は、所有権に基づく救済が、次第にそれ以外の物権、またその他の権利・法益にも拡大されてきていることを確認した上で、いわゆる物のパブリシティのように、他者の自由との関係でその限界が問われる問題領域が出現しているとの認識を表明する。財の多様化の下で、救済の具体的内容とその限界が問われているのである。松尾論文は、さらに、情報や保護法益の集団化という最先端の問題領域における検討課題を整理している。

（ ）上記の私法学会シンポジウムにおける課題を深めるために編まれた吉田＝片山編『財の多様化と民法学』（〔図書〕3）もまた、財の法の基礎理論構築という課題遂行にとって重要な意味を持った。研究分担者の全員が執筆し、またそれ以外の適任者の参加を得て公刊された同書は、財の多様化を踏まえた財の法のあり方に関する現時点で最も網羅的で信頼しうる研究書になったからである。

同書の構成は、「総論 財の多様化と民法学」、「財の流動化」、「財の人格化・人の財化」、「新たな財の登場とその法的構成」、「財の管理と民法学」、「伝統的概念とその新たな相貌」となっている。からは、本研究の基礎理論検討の4つの課題（前述）に対応している。個々の論文の内容に立ち入る余裕はないが、には、荒木「不動産流動化の現状と課題」（204-230頁）、青木「債権流動化の現状と課題」（231-250頁）、には、吉井「動物の法的地位」（252-267頁）、檜橋明香「人体の法的地位」（268-294頁）、には、麻生「物のパブリシティ」（381-398頁）、上野「人のパブリシティ」（399-428）、山城「集団的消費者利益」（478-501頁）、には、高「財産管理と権利論」（520-561頁）、秋山「老朽化マンションをめぐる現代的課題」（562-585頁）、原「用益権の現代的意義」（598-618頁）などの論考が収録されている。は、私法学会

シンポジウム予稿と重複する論考が多いが、吉田「財の多様化と民法学の課題 鳥瞰的整理の試み」(2-61頁)は、私法学会予稿とは異なり、問題状況の俯瞰的概観である。また、平野「財の法における個人の意思」(180-202頁)もある。では、「無体物の占有と所有」(金山、620-647頁)、「金銭論」(田高、648-667頁)、不動産所有権論(小柳、668-687頁)、共同所有論(武川、712-726頁)などが扱われている。

()以上の中間的とりまとめ以降、毎年、数名の研究会メンバー以外の研究者を招聘して、基礎理論深化の観点からの全体研究会を持った。論文の公表という点では、所有権論の深化(松尾〔雑誌論文8、9、18〕)や金銭所有権論(田高〔雑誌論文19〕)、情報所有論(原〔雑誌論文20〕)などの展開はあったが、きわめて顕著な展開が見られたのは、所有者不明土地問題に対する検討であった。小柳〔雑誌論文10、11、14、17〕、吉田〔雑誌論文2、3、4、5、12、13〕などがあり、それらの総決算となったのが、吉田『現代土地所有権論』〔図書1〕であった。所有者不明土地問題は、本研究開始当時には、いまだ問題としてさほど自覚されていなかった。それが急速に問題化したのは、この数年のことである。本研究会は、それに敏感に反応して、理論的検討を志向したのである。

吉田〔図書1〕における分析の特徴は、次のような点に求められる。すでに吉田〔雑誌論文23〕等で概念化していた負財概念を用いて問題を検討していること、政治的対応が相対的負財に傾きがちであることに対して、絶対的負財も考慮した対応策を講じることの重要性を強調していること、土地所有権に対する公共的な介入は、どのような場合に、どのような根拠で認められるかという観点を大事にしていること。このようにして、政府レベルでの問題検討とは相対的に独自の視角に基づく分析が展開されることになった。

(2)本研究の第2の課題である物権法改正案の作成は、前記のようにその作業をほぼ終了して近くその成果を公刊する予定である。改正案は、抜本的・全面的な改正案を提示するものではない。しかし、改正案には、現行法を維持する場合であっても、その理由を付すことにしているから、ある条文の理論的な問題状況また現代の問題状況が、全規定について明らかになることが期待される。また、改正案は、かなり細かな点まで検討して改正案を提示しているので、その検討もまた、ある規定の意義を明らかにすることに資するものになっている。

例示的に挙げると、所有権に関する206条は現行法維持の提案であるが、「法令」の文言の維持については、憲法上の財産権保障(29条)との関係を踏まえた積極的意味を付与している。また、隣地の使用請求に関する209条については、所有者不明土地問題という喫緊の課題を意識した検討を行っている。さらに、袋地所有者の他の土地の通行権に関する210条においては、「公道」と「公路」との意味の違いを踏まえた改正提案を行っている。

(3)()比較法的検討としては、共通の質問票に基づく現地調査・文献調査の実施にも大きな学術的意義が認められるが、本研究遂行にとっては、比較法学会における2回にわたるミニ・シンポジウムの実施が重要な意味を持った。

まず、2014年比較法学会において「フランスにおける『財の法』の理論と課題」をテーマとするミニシンポを開催した。そこでは、「物権法における個人意思」(平野)、「財の集合的把握」(片山)、「不動産所有権」(小柳)、「所有権の支分権」(吉井)の各報告を行い、典型的な大陸法の国であるフランスにおける「財の法」の問題状況を明らかにした。

次に、2018年の比較法学会において人役権を取り上げるミニシンポを組織した。人役権には、利用権者に独占利用を付与するものもあるが、このミニシンポでは、利用権者が所有者の利用を排除せずにこれを利用しうる権利(狭義の人役権)を取り上げて、フランス(吉井)ドイツ(水津)アメリカ(青木)日本(秋山)の各報告を行った。そこでは、人役権制度に対する態度や考え方に関するそれぞれの国の差異とその理由を明らかにすることが試みられた。日本法においてはこの制度は存在しないが、日本において人役権制度を設けるべきか、仮に設けるべきであるとしたら、どのような制度設計が望ましいか。このミニシンポは、このような問題についても有益な示唆を与えるものになった。

()外国から研究者を招聘して、次のような研究会、ワークショップ等を開催した。年度ごとに、被招聘者と報告テーマを掲げる。

2014年度：ヘルベルト・ツェヒ教授(スイス、バーゼル大学)：財の帰属をテーマとする2回の研究会を開催した。この成果は、法律時報87巻9号(2015年)に掲載された(55-82頁)。ジェームズ・ペナー教授(シンガポール国立大学)：プロパティ(所有権)論に関する2回の研究会を実施した。クナル・パーカー教授(アメリカ、マイアミ法科大学院)：プロパティ(所有権)論など2回の研究会を開催した。

2015年度：ウィリアム・ドロス教授(フランス、リヨン第3大学)：フランス所有権論理論とフランス民法典544条に関する研究会を2回、日本の物権法に関する内部研究会を1回開催した。マリーナ・ヴェレンホーファー教授(ドイツ、フランクフルト大学)：ドイツ物権法の基礎理論およびドイツ民法相隣法に関する2回の研究会を開催した。

2016年度：ウィルソン・フライヤームート教授(アメリカ、ミズーリ大学ロースクール)：アメリカ法における地役権と割賦払土地売買契約に関する2回の研究会を実施した。レミィ・リブシャペール教授(フランス、パリ第1大学)：フランス法における用益権と所有権

に関する2回の研究会を開催した。ジャック・コンブレ公証人(フランス): フランス法における相続と公証人に関する講演をしていただいた。

2017年: ヤン・フェリックス・ホフマン教授(ドイツ、フライブルク大学): 「債権者平等原則と価値追跡」および「債権の衝突 二重売買その他の紛争の解決のあり方について」をテーマとする2回の研究会を開催した。

2018年: ヤエル・エムリッシュ教授(カナダ〔ケベック州〕マギル大学): 所有権と占有に関する2回の研究会を開催した。テレサ・ロドリゲス教授(スペイン、マドリードカルロス3世大学): 「不動産登記とブロックチェーン」をテーマとする研究会を開催した。パルカル・ルコック教授(ベルギー、リエージュ大学): ベルギー物権法改正に関する2回の研究会を開催した。

以上、交流成果の公表という点ではやや課題を残したが、多様な国から多様な研究者をお招きし、有益な学術交流を行うことができた。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計28件)

- (1) 水津太郎、吉井啓子、青木則幸、秋山靖浩、人役権制度の比較法研究、比較法研究、査読無、80巻、2019年、167-201
- (2) 吉田克己、所有者不明土地問題と民法学の課題、土地総合研究、査読無、26巻2号、2018年、42-79
- (3) 吉田克己、所有者不明土地問題と土地所有権論、法律時報、査読無、90巻9号、2018年、68-77、
- (4) 吉田克己、土地所有権放棄・相続放棄と公的主体による土地の受入れ、土地総合研究、査読無、26巻3号、2018年、18-38
- (5) 吉田克己、所有者不明土地問題対応の近時の展開と農地・林地・漁場の過少利用問題、土地総合研究、査読無、26巻4号、2018年、59-71
- (6) 森田宏樹、仮想通貨の私法上の性質について、金融法務事情、査読無、2095号、2018年、14-23
- (7) 水津太郎、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の制定、ジュリスト、査読無、1525、2018年、74-79
- (8) 松尾弘、日本における土地所有権の成立 - - 開発法学の観点から - -、慶應法学、査読無、41、2018年、93-145
- (9) 松尾弘、土地所有における私人の権利・義務と国家の権限・責務 - - 所有者不明土地に対する利用権等の取得立法を契機にして - -、慶應法学、査読無、42巻、2019年、337-377
- (10) 小柳春一郎、フランスの相続登記の現状について: 相続登記義務・登記専門家・登記未了対策(特集各国の都市計画及び相続制度とわが国の所有者不明土地問題)、月報司法書士、査読無、2018年4月号、2018年、7-19
- (11) 小柳春一郎、相続登記促進策 相続登記義務と専門家関与強化、土地総合研究、査読無、2018年夏号、2018年、69-88
- (12) 吉田克己、土地所有権の放棄は可能か、土地総合研究、査読無、25巻2号、2017年、98-111
- (13) 吉田克己、不動産所有権放棄をめぐる裁判例の出現、市民と法、査読無、108号、2017年、3-12
- (14) 小柳春一郎、「フランス法における不動産の法的管理不全への対策 コルシカにおける相続登記未了と2017年地籍正常化法」、土地総合研究、査読無、25巻2号、2017年、69-90
- (15) 吉田克己、空き家問題は土地所有権論にどのような影響を与えるか、月報司法書士、査読無、534号、2016年、36-45
- (16) 水津太郎、平成16年不動産登記法と民法学 登記原因証明情報をめぐって、ジュリスト、査読無、1502、2017年、34-39
- (17) 小柳春一郎、フランス法における土地所有権放棄に関する新判例: 危険崖地所有権放棄に関する破毀院民事第三部2015年11月5日判決(判例集登載)、獨協法学、査読無、101号、2016年、161-188
- (18) 松尾弘、所有権とは何か、法学セミナー、査読無、725号、2015年、14-18
- (19) 田高寛貴、金銭所有権と価値の追及、月刊法学教室、査読無、417号、2015年、22-29
- (20) 原恵美、フランスにおける情報に対する所有、NBL、査読無、1071号、2016年、46-60
- (21) 水津太郎、財の帰属 その構造と原理、法律時報、査読無、87巻9号、2015年、55
- (22) 麻生典、情報の占有理論による保護、NBL、査読無、1071号、2016年、37-45
- (23) 吉田克己、財の多様化と民法学の課題 - - 理論的考察の試み、NBL、査読無、1030号、2014年、10-21
- (24) 水津太郎、民法体系と物概念、NBL、査読無、1030号、2014年、22-33
- (25) 森田宏樹、財の無体化と財の法、NBL、査読無、1030号、2014年、34-45
- (26) 片山直也、財の集合的把握と財の法、NBL、査読無、1030号、2014年、46-57
- (27) 松尾弘、財の多様化と救済論、NBL、査読無、1030号、2014年、58-69
- (28) 吉井啓子、平野裕之、片山直也、小柳春一郎、ミニ・シンポジウム フランスにおける「財の法」の理論と課題、比較法研究、査読無、76号、2014年、110-150

〔学会発表〕(計3件)

- (1) 水津太郎、吉井啓子、青木則幸、秋山靖浩、ミニ・シンポジウム 人役権制度の比較法研究、比較法学会、2018年
- (2) 吉田克己、水津太郎、森田宏樹、片山直也、松尾弘、シンポジウム 財の多様化と民法学の課題、日本私法学会、2014年
- (3) 吉井啓子、平野裕之、片山直也、小柳春一郎、ミニ・シンポジウム フランスにおける「財の法」の理論と課題、比較法学会、2014年

〔図書〕(計4件)

- (1) 吉田克己、信山社出版、現代土地所有権論 - - 所有者不明土地問題と人口減少社会をめぐる法的諸問題、2019年、500
- (2) 松久三四彦ほか編、青木則幸ほか著、成文堂、社会の変容と民法の課題〔上巻〕、2018年、654
- (3) 吉田克己 = 片山直也編、吉田克己、武川幸嗣、秋山靖浩、高秀成、水津太郎、山城一真ほか著、商事法務株式会社、財の多様化と民法学、2014年、764
- (4) 吉田克己 = マチルド・プトネ編、成文堂、環境と契約 - - 日仏の視線の交錯、2014年、332

6. 研究組織

(1) 研究分担者

- 金山 直樹 (KANAYAMA, naoki) 慶應義塾大学法務研究科(三田)・教授
研究者番号: 90211169
- 片山 直也 (KATAYAMA, naoya) 慶應義塾大学法務研究科(三田)・教授
研究者番号: 00202010
- 吉井 啓子 (YOSHII, keiko) 明治大学法学部・専任教授
研究者番号: 00306903
- 森田 宏樹 (MORITA, hiroki) 東京大学大学院法学政治学研究科(法学部)・教授
研究者番号: 70174430
- 平野 裕之 (HIRANO, hiroyuki) 慶應義塾大学法務研究科(三田)・教授
研究者番号: 80208842
- 水津 太郎 (SUIZU, taro) 慶應義塾大学法学部(三田)・教授
研究者番号: 00433730
- 山城 一真 (YAMASHIRO, kazuma) 早稲田大学法学学術院・准教授
研究者番号: 00453986
- 武川 幸嗣 (MUKAWA, koji) 慶應義塾大学法学部(三田)・教授
研究者番号: 10275018
- 秋山 靖浩 (AKIYAMA, yasuhiko) 早稲田大学法学学術院・教授
研究者番号: 10298094
- 麻生 典 (ASO, tsukasa) 九州大学芸術工学研究院・助教
研究者番号: 20708416
- 青木 則幸 (AOKI, noriyuki) 早稲田大学法学学術院・教授
研究者番号: 30350416
- 松尾 弘 (MATSUO, hiroshi) 慶應義塾大学法務研究科(三田)・教授
研究者番号: 50229431
- 高 秀成 (KOU, hidenari) 金沢大学法学系・准教授
研究者番号: 50598711
- 田高 寛貴 (TADAKA, hirotaka) 慶應義塾大学法学部(三田)・教授
研究者番号: 60286911
- 原 恵美 (HARA, megumi) 学習院大学法務研究科・教授
研究者番号: 60452801
- 上野 達弘 (UENO, tatsuhiko) 早稲田大学法学学術院・教授
研究者番号: 80338574
- 小柳 春一郎 (KOYANAGI, shunichiro) 獨協大学法学部・教授
研究者番号: 00153685

(2) 研究協力者 なし

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。